

医療措置協定に関する

Q&A

(令和5年12月20日時点)

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課

(1) 全般的事項

- Q1 医療機関と医療措置協定を締結する目的は何か
- Q2 今回の医療措置協定に基づく対応を行う新興感染症とは、こういったものを指すのか。
- Q3 「新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に協定を締結する」とあるが、新興感染症の病原性等が新型コロナウイルス感染症と大きく異なる場合はどうなるのか。
- Q4 協定締結医療機関が協定に基づく措置を実施するにあたり、国や県からの支援はあるのか。
- Q5 協定締結医療機関が、協定の内容に基づく措置を履行できない場合は、どうなるのか。
- Q6 協定締結後、医療機関側の状況の変化により協定内容を変更することは可能か。
- Q7 新興感染症の発生後、どのタイミングから協定に基づく対応を行うのか。
- Q8 協定の有効期間はいつまでか。

Q9 協定締結の期限はあるのか。

Q10 「協定締結医療機関は公表する」とあるが、どのような形で公表する予定か。

Q11 協定の締結は義務か。締結しないことも可能か。

Q12 協定締結後の履行状況の報告を電磁的方法により行うこととあるが、電磁的方法での報告が困難な場合はどうなるのか。

(2) 協定項目

Q13 対応可能な項目のみ協定を締結することは可能か。

Q14 発熱外来の実施については、患者を限定（例えばかかりつけ患者のみ）した対応でも協定締結は可能か。

Q15 自院内で核酸検出検査(P C R検査等)は実施できないが、発熱外来の実施に関する協定を締結することは可能か。

Q16 高齢者施設等に併設する診療所で、対応できるのは施設内患者に限るが、その場合でも発熱外来や自宅療養者等への医療提供に関する協定の締結は可能か。

Q17 医療機関が個人防護具の備蓄する意味は何か。

Q18 個人防護具は2か月分備蓄しないといけないのか。

Q19 個人防護具の備蓄に関する協定については、対象の5物資のうち、一部の備蓄でも協定可能か。

Q20 個人防護具の備蓄に関して財政的な支援はあるのか。

Q21 協定項目の中で、「年1回以上の研修や訓練の実施に努める」とあるが、必ず実施する必要があるか。また、研修内容について具体的に指定はあるか。

(3) 協定締結の進め方

Q22 協議に向けて、まず何から対応すればよいか。

Q23 「意向調査で締結可能な項目ありと回答いただいた医療機関」とは何か。

Q24 各医療機関との協議はいつごろから始まるのか。また、協定の締結時期や協定の適用時期はいつか。

Q25 「新型コロナ対応実績がなく、かつ、意向調査で締結可能な項目なしと回答いただいた医療機関（未回答機関含む）」への意向確認において、協定締結が可能と回答した場合は、どのように協議を進めていくのか。

Q26 インターネット環境が無い場合でも、今後の協議において配慮されるか。

Q27 協定内容や報告フォームへの入力方法についての質問は、どこに問い合わせればよいか。

全般的事項

Q1 医療機関と医療措置協定を締結する目的は何か

新型コロナウイルス感染症への対応で医療提供体制の確保に時間を要したことから、これを教訓とし、平時から県と医療機関がその役割や機能に応じた協定を締結しておくことで、次の新興感染症の流行時には、早期に必要な医療提供を行える体制を予め整備しておくことを目的としています。

Q2 今回の医療措置協定に基づく対応を行う新興感染症とは、こういったものを指すのか。

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症を指します。協定締結にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、これまで担っていただいていた病床の確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供といった機能を新興感染症発生時においても担っていただくことを想定しています。

Q3 「新型コロナ感染症への対応を念頭に協定を締結する」とあるが、新興感染症の病原性等が新型コロナ感染症と大きく異なる場合はどうなるのか。

新興感染症の特性等が事前の想定と大きく異なる事態となった場合には、協定の内容を変更したり、また状況に応じて柔軟に対応を行うことについて、県と医療機関で協議させていただきます。

Q4 協定締結医療機関が協定に基づく措置を実施するにあたり、国や県からの支援はあるのか。

平時の支援として、簡易陰圧装置等の感染症対応に使用する設備や個人防護具の保管庫等の整備に対する補助を検討しています。（補助の内容が決まり次第、県のホームページでお知らせする予定です。）また、有事（新興感染症の発生・まん延時）においては、実際に新興感染症が発生した際、国において、新興感染症の性状に合わせた補助等の支援が検討されることとなっております。

Q5 協定締結医療機関が、協定の内容に基づく措置を履行できない場合は、どうなるのか。

正当な理由がない場合には県が感染症法に基づく措置（勧告等）を行うこととされていますが、「協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であると認められる場合」など※は、措置を履行できない正当な事由に当たるものと考えています。

（※）正当な理由の例

- ・病院内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合 等

Q6 協定締結後、医療機関側の状況の変化により協定内容を変更することは可能か。

医療機関の申し出により、県と協議のうえ適宜変更可能です。

Q7 新興感染症の発生後、どのタイミングから協定に基づく対応を行うのか。

流行初期医療確保措置付き協定を締結した医療機関は、新興感染症への位置づけ（厚生労働大臣による新興感染症発生の公表）がなされた後（＝「流行初期」）で、その他の協定締結医療機関は、新興感染症への位置づけから3か月経過した時点以降（＝「流行初期以降」）で、いずれも、県から要請した場合に、協定に基づく対応をお願いしますこととなります。

Q8 協定の有効期間はいつまでか。

協定締結日※から令和9年3月31日までです。
ただし本協定の有効期間満了の日の30日前までに県と医療機関のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とします。

※本年度内に締結いただいた場合は令和6年4月1日から。

Q9 協定締結の期限はあるのか。

期限はありませんが、県としては、令和6年3月末までに大半の医療機関との間で協定を締結し、遅くとも、令和6年9月末までに協定締結作業を完了させることを目指しております。

Q10 「協定締結医療機関は公表する」とあるが、どのような形で公表する予定か。

本県のホームページ上での公表を想定しております。なお、平時には医療機関名等の簡易的な情報のみ掲載し、有事の際には、新型コロナウイルスの対応と同様に、例えば発熱外来について、診療時間や対応可能な患者など、患者の選択に資するような情報を掲載する想定です。

Q11 協定の締結は義務か。締結しないことも可能か。

協定は双方の合意に基づくものであるため、協定締結は義務ではありません。しかしながら、県としては、将来的に新興感染症が発生することを想定の上、有事の際に県民の生命を守れる体制を予め構築したいと考えていることから、医療機関の皆様には協定締結に向けた前向きなご検討をお願いさせていただいています。

Q12 協定締結後の履行状況の報告を電磁的方法により行うこととあるが、電磁的方法での報告が困難な場合はどうなるのか。

原則として、電磁的方法による報告をお願いする予定ですが、電磁的方法での報告が困難な場合には、それ以外の方法でも受け付けさせていただく予定です。

協定項目

Q13 対応可能な項目のみ協定を締結することは可能か。

病院・有床診療所においては主に病床の確保、発熱外来の実施、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣に関して協定を締結いただくことを想定しており、一部の項目のみでも協定を締結いただけます。

無床診療所においては主に発熱外来の実施と自宅療養者等への医療の提供に関して協定を締結いただくことを想定しており、その両方又はいずれか一方のみでも協定を締結いただけます。

薬局・訪問看護事業所においては自宅療養者等への医療の提供に関して協定を締結いただくことを想定しております。

なお、いずれの機関も、第4条の個人防護具の備蓄のみで協定を締結することはできません。

Q14 発熱外来の実施については、患者を限定（例えばかかりつけ患者のみ）した対応でも協定締結は可能か。

可能です。協定締結時にはその旨を記載する形となります。

ただし、流行初期医療確保措置（減収補てん）付きの協定を締結する場合は、公費で医療機関の収入を補償することとなることから限定することはできません。

Q15 自院内で核酸検出検査(P C R 検査等)は実施できないが、発熱外来の実施に関する協定を締結することは可能か。

核酸検出検査（P C R 検査等）の実施の可否に関わらず、新興感染症疑い患者の診察が可能な場合には発熱外来の実施に関する協定の締結が可能です。

核酸検出検査（P C R 検査等）を実施できる機器を保有されている医療機関においては、自院内での検査実施能力についても記載の上、協定を締結していただきたいと考えています。

Q16 高齢者施設等に併設する診療所で、対応できるのは施設内患者に限るが、その場合でも発熱外来や自宅療養者等への医療提供に関する協定の締結は可能か。

可能です。協定締結時には患者を限定する旨（例：かかりつけ患者のみ、施設内患者のみ等）を記載する形となります。

Q17 医療機関が個人防護具を備蓄する意味は何か。

新興感染症が発生した際には、需要が急増し、物資が不足することが見込まれるため、各医療機関において、一定期間分（2か月分）の個人防護具を備蓄いただくことを推奨しております。

Q18 個人防護具は2か月分備蓄しないといけないのか。

有事の際、国や県の支援体制が整うまで一定期間を要することが想定されるため、県としては、2ヶ月分の備蓄をお願いしたいと考えておりますが、医療機関の負担にもつながることから、各物資について、可能な範囲で備蓄数量を設定してください。

Q19 個人防護具の備蓄に関する協定については、対象の5物資のうち、一部の備蓄でも協定可能か。

可能です。県としては、5物資のうち各医療機関でコロナ対応を踏まえ新興感染症発生時にも必要になると想定する物資については2か月分備蓄していただくをお願いしたいと考えておりますが、医療機関において可能な範囲で備蓄をお願いいたします。

Q20 個人防護具の備蓄に関して財政的な支援はあるのか。

平時においては、個人防護具の保管庫の整備について支援を検討しています。個人防護具の購入については、普段の診療で使用しながら回転備蓄をしていただくことを想定しておりますので、財政的な支援はございません。有事（新興感染症の発生・まん延時）においては、実際に発生した際に、国において、その感染症の性状に合わせた補助等の支援が検討されることとなっております。

Q21 協定項目の中で、「年1回以上の研修や訓練の実施に努める」とあるが、必ず実施する必要があるか。また、研修内容について具体的に指定はあるか。

研修や訓練に関しては努力義務となっております。研修や訓練の内容を県から指定することはありませんが、国からは感染症対策を行う医療従事者に対して新興感染症の発生を想定した必要な訓練・研修等を行うことと示されています。

協定締結の進め方

Q22 協議に向けて、まず何から対応すればよいか。

当方での準備ができ次第、各医療機関宛てに順次ご案内させていただきますので、そちらが届き次第ご対応をお願いします。なお、メールでのご案内を基本としています。

Q23 「意向調査で締結可能な項目ありと回答いただいた医療機関」とは何か。

意向調査において、いずれかの協定項目について、対応可能と回答いただいた医療機関を指しており、順次協定締結に向けた協議を進めさせていただきます。
なお、上記以外の医療機関については、改めて意向を調査させていただきます。

Q24 各医療機関との協議はいつごろから始まるのか。また、協定の締結時期や協定の適用時期はいつか。

意向調査にて締結可能項目ありとお答えいただいた医療機関に対しては、1月上旬より順次協議を実施していく予定となっております。
協定の締結は令和6年2月～3月を予定しております。
協定の適用は令和6年4月1日からとなっております。

Q25 「新型コロナ対応実績がなく、かつ、意向調査で締結可能な項目なしと回答いただいた医療機関（未回答機関含む）」への意向確認において、協定締結が可能と回答した場合は、どのように協議を進めていくのか。

「意向調査で締結可能項目ありと回答いただいた医療機関」と同様に、後日、回答結果を基に作成した協定書（案）を送付の上、協定締結の可否や協定内容の適否について協議させていただく予定です。

Q26 インターネット環境が無い場合でも、今後の協議において配慮されるか。

基本的には電子メールやWEBフォームを使用した協議を想定しておりますが、インターネット環境が無い場合などには、インターネットを使わない方法により協議させていただきます。

Q27 協定内容や報告フォームへの入力方法についての質問は、どこに問い合わせればよいか。

岐阜県感染症対策推進課 医療検査体制対策室
医療機関支援第一係、第二係
電話 058-272-1111 内線 3344、3345
メールアドレス kansen-kyotei@govt.pref.gifu.jp
までお問い合わせください。